

研究の窓

社会保障の再構築

小山路男

いま、社会保障は全面的な再構築の時期にある。臨調路線の定着は、社会保障の見直しを必至とした。昭和 58 年の老人保健法、昭和 59 年の健康保険法改正、昭和 60 年の国民年金法改正による基礎年金の導入など、大規模な制度改革が毎年のように行われているが、そのいずれも従来の仕組みや考え方から大きく踏み出したものであった。

それは一言で表現すれば、各種制度の分立を前提としながら、制度間の財政調整を行うことによって、負担と給付の公平を図ることを目的としている。制度の統合ではなく一元化を図るというのが、これまでの手法であった。老人保健法は制度間の老人比率のアンバランスを是正しようとするものであったし、健康保険の本人 9 割給付はこれによって浮く財源を退職者医療に振り向けることで国民健保への国庫補助率を削減しようとしたのである。率直に言って、医療保険の改革は健保組合等の既存勢力から強く反撥を受けているし、退職者医療制度は当初の見込みを大きく下まわる効果しかあげえなかった。被用者保険の給付費は一時的には抑制されたものの、国民健保や老人医療費は依然として伸び続けている。老人保健法改正によって加入者按分率を差し当たり 80%、次年度は 100% とする政府法案も、激しい反対にさらされている。

年金についていえば、61 年 4 月から実施された年金改革は画期的であった。しかし、基礎年金の導入によってすべての問題が解決されたわけではない。年金財政の長期的安定の立場から、支給開始年齢を 65 歳とすることが要請されているが、定年制との関係もあって引き下げ時期については未定である。また、報酬比例年金について計算方式は統一されたものの、各種年金制度の成熟度の差から保険料負担の不均衡があり、これをどう調整するのか。政府は昭和 70 年までに一元化を実現するとしているが、その具体化には大きな困難が予想されている。

人口の急激な高齢化と経済成長の低下に直面して、社会保障の見直しが叫ばれ

たのは昭和50年からであった。それは福祉元年とよばれた昭和48年の一連の改正、老人医療、健保・年金各法の改正が行き過ぎであり、これをそのまま将来に延長することは後代負担に耐えがたいとする憂慮から出たものであった。各審議会や懇談会等が頻繁に開かれ、それぞれの分野で長期的観点から問題提起が行われた。政党や労働組合、関係諸団体の意見も活発に発表された。しかもこの間に、財政状況は次第に悪化しつつあった。赤字国債が発行され始めたのは昭和50年であったが、それは雪だるまのように累積していった。「増税なき財政再建」を旗印とする臨調路線が定着し、昭和57年度から一般歳出についてゼロシーリング、マイナスシーリングが行われている。社会保障の制度改革は、このような財政危機のインパクトによって推進強化されたことは事実であり、財政再建の見地から政府は毎年その予算対策に苦慮しているのが現状である。

昭和60年になると、従来手がつけられていなかった福祉関係国庫補助金を8割から7割に引き下げる措置が取られ、さらに昭和61年度は生活保護は7割、それ以外の対人福祉サービスの負担割合は5割とし、昭和63年度までこの特例措置を続けることとされた。社会福祉もまた、全面的再構築にせまられている。

年金受給者の増加、高齢者の医療費の増大等、厚生省予算は毎年のように当然増、自然増が大きい。これをマイナスシーリングの枠内におさめるのは無理であることから、社会保障特別会計や福祉目的税が提案されてもいる。いずれにせよ、過去10年にわたって、社会保障の見直しが行われ、当面考えられる対策は出尽くした感がある。きびしい財政の中で、社会保障の再構築を行い、来るべき長寿社会に備えるのは容易ではない。ただこの場合、われわれは社会保障とはそもそも何かを問い直す必要があると思う。目まぐるしい状況の変化を、基本論として受け止めないと、学問的研究とはいえないのである。

(こやま・みちお 社会保障研究所長)